

○委員長(金子原二郎君) 関連質疑を許します。小西洋之君。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私から、日本の安全保障政策、それをめぐるその会計検査、また日本放送協会をめぐる会計検査等の問題について伺わせていただきます。

まず、防衛予算でございますけれども、この平成二十三年度の決算報告におきましては、三件の不当事項を始めとして十数件の問題が報告されているところでございます。専守防衛の我が国の自衛隊が引き続き国民から信頼と期待をしっかりと担ってこの我が国の平和と国土を守っていく、そういうことを、小野寺大臣、しっかりと御指導をいただきたく存じます。

他方、会計検査院の検査にはこうした経済性といった観点からの検査のほかに、そもそも役所が日本国憲法の下その法体制、我が国のその法規範をしっかりと守っているのか、そうした合規性の観点からの検査もござります。

会計検査院法二十条三項でございますけれども、会計検査院の院長に御質問をいたします。仮に、仮にですけれども、我が国のかの役所が憲法に違反するような支出を行っていた場合、それはこの二十条三項の合規性の観点から検査院の検査の対象になるんでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦君) 仮に憲法に違反する行政の支出があった場合は、合規性の観点から検査対象となり得ると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。ただい

まの答弁は戦後の我が国の決算委員会の中で初めての答弁と伺っておりました。大変意義のある答弁をしていただいたものと存じます。

例えばの話です、あり得ないことだと思えますけれども、我が国は平和憲法でございますので、防衛省は相手国の国土の壊滅的破壊、大陸間弾道ミサイルのような、そうしたものを購入することはできません。それは憲法違反でございます。そうした憲法違反の行政支出を行った場合は、憲法上の独立機関である会計検査院がしっかりとそれを切り込んでいくと、そうしたことを確認いただいたわけでございます。

他方、この防衛予算の基となる防衛政策でございますけれども、皆様御案内のとおり、集団的自衛権の行使の議論を始め憲法の合憲性にかかわる様々な議論が今行われているところでございます。特に、平成十九年の第一次安倍内閣の安倍総理の国会答弁が歴代政府の憲法九条の国会答弁とずれていると、非常に深刻な問題を私、意見をいたしました。

先ほど確認いたしました会計検査院が憲法違反のその支出をしっかりと検査するという、その合規性の観点に基づく検査、その前提として、まずこの憲法解釈のずれの問題についてしっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

最初に、小松内閣法制局長官に伺わせていただきます。小松長官が就任され、安倍内閣において集団的自衛権の行使について憲法の解釈変更がなされるのではないかとというようなことが言われております。

端的にお答えいただきたいんですけども、第二次安倍内閣において、集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈については従来と何ら変わった点がない、そのように認識してよろしいでしょうか。現時点で何ら変わった点がないかどうか、具体的に答弁願います。

○政府特別補佐人(小松一郎君) お答え申し上げます。集団的自衛権と憲法との関係に関する安倍内閣

の立場につきましては、既に総理御自身が国会における答弁で繰り返し明らかにされているところでございますが、本年八月に民主党の辻元清美衆議院議員より提出された質問主意書に対して政府答弁書で次のとおり答弁しているところでございます。

現時点で、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである。他方、現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理については、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく、これがこの問題に関する内閣の立場でございます。

○小西洋之君 従来の憲法解釈から何ら現時点では変わっていないというふうに理解をさせていただきます。違うんだつたら訂正をしていただきたいと思います。

後半おっしゃられたいわゆる安保懇でございますけれども、小松長官がいらつしやるまでの歴代の内閣法制局長官の答弁では一度も付けられることのない、この後しっかりと確認をさせていただきます。

では、今、従来から何ら憲法解釈の変更はないということ法制局長官から答弁をいただきましたけれども、フリップをお願いいたします。(資料提示)

この集団的自衛権の行使についての憲法の九条の解釈でございますけれども、実は、憲法の解釈変更では集団的自衛権の行使を可能とすることはできない、つまり違憲である、どうあがいても違憲である。集団的自衛権の行使を日本国憲法の下で合憲とするためには、解釈変更では無理で、憲法の条文変更を行う、条文改正を行う以外は手段がないということが、かつての内閣法制局長官、

またそこにいた二人の國務大臣から答弁をされております。

具体的には、今このフリップでかざさされていたところをごさいますけれども、昭和五十八年の角田内閣法制局長官の答弁でございませぬ。集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということがあれば、憲法改正という手段を当然取るを得ないと思ひます。したがって、そういう手段を取らない限りできないということになると思ひますとおっしゃっております。これに対する質問者の、市川議員でございますけれども、市川議員が、安倍國務大臣、当時の外務大臣と存じますが、谷川当時の防衛庁長官、それぞれに、同じ認識でございませぬかと確認したところ、それぞれの両大臣が同じ認識であるというふうに答弁をされておられるところでございます。安倍総理始め皆様には、議事録を資料として提供をさせていただいております。

では、小松内閣法制局長官に伺います。現時点の安倍内閣において、政府の集団的自衛権の解釈として、憲法の条文の変更をしなければ日本国憲法上集団的自衛権の行使は合憲とできない、すなわち解釈変更では不可能である、そのように理解してよろしいですか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 先ほど御答弁したとおりでございます。現時点において、憲法に関するですね、安倍内閣の憲法解釈については従来の憲法解釈のとおりであることを申し上げておきます。それに加えて、安全保障懇談会の議論を踏まえて……(発言する者あり)改めて対応を検討するというのが内閣の立場だということでございます。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 御静粛にお願いいたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。もう一度伺います。従来の内閣の憲法解釈のとおりということは、すなわち、集団的自衛権の行使を合憲とするためには、解釈変更では不可能で

憲法の条文改正を行うしかない。解釈変更という言葉と憲法の条文改正という言葉、その二つを分けて明確に答弁ください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 従来の憲法解釈はそのとおりで、現時点においてはそれとありであるということをお願いしているわけでございます。その上で、安保法制態における議論を踏まえて改めて対応を検討するというのが内閣の方針であるわけでございます。私も安倍内閣の内閣法制局長官を拝命している立場として同じ立場でございます。

○小西洋之君 小松長官は私の質問にきちんと誠実に答えていただいております。従来の内閣の解釈のとおりというのは、もう日本語的に、日本国憲法において、憲法改正を行わなければ、解釈変更では駄目だ、憲法改正を行わなければ集団的自衛権の行使を合憲とすることはできない、そのことはもう答弁し尽くされて、我が国の国権の最高機関であるこの国会の議事録に付されていると、このように私は理解します。

ただ、先ほど私は解釈変更と憲法の条文改正という二つの言葉を使ってその趣旨を答弁していただいたと申しました。もう一度お願いします。非常に重要な話をしていられる。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 憲法解釈の変更というものはあり得るのかということについて、もう他の委員会でも御質問はいただいているところでございます。例えば平成十六年の民主党政権の鳥籠委員の質問に対する答弁でございませぬ、そのポイントだけを申し上げますと、仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようにならざることを、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおおよそ許されないと、この当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

きものであり、一概にお答えすることは困難である。

○小西洋之君 今、小松長官が答弁された日本の法令解釈についての内閣法制局の考え方、それは、勝手に条文改正でなければ変えられないものを解釈で変えようと日本が法治国家として崩壊してしまふという趣旨です。それはそれで非常に立派な答弁です。ただ、私はそんなことを求めていません。私は国会議員になって三年、その前は私、十二年間震がんで働いておりました。この委員会の場にも何度も参りました。このような不誠実な内閣法制局長官の答弁を私は見たことがございませぬ。

角田内閣元法制局長官が昭和五十八年に答えられた趣旨を、憲法の解釈変更、また憲法の条文改正、その二つの言葉を使って端的に答弁ください。○政府特別補佐人(小松一郎君) 同じ質問をいただいておりますので答えが同じになるということ、申し訳ございませんが、先ほどから申し上げておりますように、憲法解釈の変更には一定の限界があるであろうと、極めて慎重に行わなければならないであろうということを、この質問主意書に対する答弁書、これは閣議決定を経たものでございませぬ、しているわけでございます。このように前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおおよそ許されないというのではないと、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものである、こうお答えしているところでございませぬ。

○小西洋之君 このテレビを御覧の国民の皆さんは、集団的自衛権の行使は日本国憲法の条文を変えない限り絶対に不可能である、そのことをこの内閣の最高機関の国会において、政府が三権分立の責任において答弁して、その答弁が確立している。法制局長官だけではない、國務大臣も答弁している。そのことをいま一度確認することを求めて、四度求めて、その答弁をしない。これは

本当にもうゆゆしき日本の法治国家の危機であるというふうに考えさせていただきます。

ただ、従来の解釈を引き継ぐと明確に答弁されましたので、憲法の条文改正を行う以外に集団的自衛権の行使を可能とすることはないと、このように理解をさせていただきます。

では、次の質問に行かせていただきます。小松長官、今あなたは憲法の条文改正をする以外には集団的自衛権の行使を可能とすることはできないというふうに答弁をいたしました。その理由はなぜですか。なぜ、なぜ憲法の条文を変えなければ集団的自衛権の行使を可能とすることができないのでしょうか。フリップをちょっとお願いいたします。

質問をまず、先ほど、誠実な答弁がいただけないのがだんだん分かってまいりましたので、先に私がその理由を説明させていただきます。私の考えではありません。戦後、この国会において何百回と積み重ねられた政府の答弁です。それを安倍内閣がある日突然に変えようとしているんですよ。なぜ憲法九条の下で集団的自衛権の行使は条文を変えなければ可能とならないのか。それは憲法九条のそもそもの考え方、そこに行き着く問題でございます。我が国の憲法九条は平和憲法でございます。我が国は自らほかの国に戦争を仕掛ける、そのようなことはしませんし、憲法九条からできません。

では、我が国の自衛隊が我が国の国民と国土を守るために唯一実力行使ができる、その条件がこのフリップの要件の一つでございます。我が国に対する武力攻撃が起きた場合に自衛隊が我々を守るために戦ってくださる、そういう考え方になっております。しかし、集団的自衛権の行使は、これも歴代の政府答弁でその意味は確立しておりますけれども、集団的自衛権の行使というのはこの要件がそもそもないんです。集団的自衛権の行使というのは、我が国が直接攻撃を受けていないにもかか

ならず、我が国の大切な国を我が国が助けに行き、我が国が直接ある国から武力攻撃を受けていないのにはかの国を助けるために武力を行使する、それが集団的自衛権の行使なんです。

つまり、集団的自衛権の行使には元々この要件一がありませんで、これをいかなる法規範の解釈で作ろうとしても、元々ないものは、ゼロなもの、無のものを作ることはできないわけでございます。だから、無のものを作るためには、我が国に対する武力攻撃の発生がなくとも、我が国は集団的自衛権の行使、それができるといふふうな憲法の条文を変えるしかないわけでございます。

小松長官、そういう理解でよろしいですか。あなたは先ほど条文改正しできないと言った、その具体的な理由を答弁ください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 度々の繰り返しを繰り返して恐縮でございますが、この八月にお出しをされている政府答弁書、これは閣議決定を経たものでございますけれども、現時点で集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりであると、こう申し上げているわけでございます。これは、その理屈は、今委員が基本的におっしゃったようなことを政府は繰り返し申し上げているわけでございます。

その上で、現在我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があり、内閣の認識があつて、この集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理について検討が行われているところであるので、政府としてはこの議論を踏まえて対応を改めて検討をしていくと、こう申し上げているわけでございます。その検討の結果についてこの場で予断をすることはできないわけでございます。

○小西洋之君 今の小松長官の答弁は、もう私が思っていた以上に本当にひどいものです。歴代の内閣法制局長官が、憲法解釈を私は問うているんです、憲法九条の解釈を私は問うているんです。それを真正面から答えずに、関係のないかつての

質問主意書のことを長々と答弁する、そんな内閣法制局長官が今までどこにいたんでしょうか。もう何を答えてもまともに答えられないというところは分かったんですけども、ただ一つ、実は大切なこと、小松長官は答弁してあります。答えているんです。具体的には答えていないけれども、従来どおりと繰り返してありますので、確認をさせていただきます。

従来どおり、なぜ、日本国憲法の下において、憲法の条文改正をしなければ集団的自衛権の行使を合憲とできないのか。それは、憲法九条の下で許される必要最小限度の実力行使のいわゆる三要件、これは、かつて秋山法制局長官から答弁、百五十九回国会でもそれも確立しておりますけれども、要件一、我が国に対する武力攻撃の発生が、でも、集団的自衛権の行使にはあり得ないので、だから、日本国憲法においては、条文改正をする以外、集団的自衛権の行使は合憲とできない、そのように答弁したというふうな解釈をさせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。安倍総理を始めとして、我が国をめぐる安全保障環境の変化の中で、集団的自衛権の行使の解釈変更を進めていく、それは今、条文改正以外できないことが明らかにされましたけれども、進めていっております。私も、我が国をめぐる安全保障環境が厳しいものであることは重々理解しております。しかし、それと法解釈である憲法解釈は別問題であります。そのことを確認させていただきます。

小松長官に伺います。憲法の条文改正以外に集団的自衛権の行使を可能とできない、そしてその理由がただ一点、集団的自衛権の行使においては元々我が国に対する武力攻撃が発生していないから、であるならば、我が国が置かれた国際環境が平和である、あるいはそれが厳しいものであれ、ただ我が国に対する武力攻撃の発生が個別具体のケースにないのであれば、集団的自衛権の行使を我が国は発動すること

ができない。なぜなら、違憲ですから。そういう理解でいいですか。別の言い方をすると、我が国の周辺の安全保障環境の変化がどのようなものであれ、我が国は、日本国憲法の下で集団的自衛権の行使は憲法解釈上できない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 従来、憲法九条の解釈として申し上げておきますことは、憲法九条、特に第二項の条文を見ますと、そもそも我が国による武力行使というものは、おおよそ考えられないように読めるけれども、しかし、憲法の定められております、前文の定めておりますこの平和主義である、平和生存権であるとか幸福追求の権利とか、そういうことを総合して考えれば、自らの国の存立を否定するということ、趣旨はなし、自衛のための必要最小限の実力を保有して、これを行使することまで禁止しているというのではないかと。そこが先ほどから御質問にございします三要件として、我が国に対する武力攻撃が発生したことに限定されるんだということ、従来憲法解釈で言ってきたわけでございますけれども、これは憲法解釈でございます。そのことが条文として憲法に書いてあるわけではないわけでございます。

そこで、今申し上げていることは、安倍内閣において、現時点において、従来の憲法解釈はそのとおりであると、しかし、しかしそれに加えて、最近その状況も踏まえまして、安保法制態で行われている議論を踏まえてその対応を検討していくというのが内閣の立場でございます。その検討の結果をあらかじめ予断することはできないと、こういうことを申し上げている次第でございます。

○小西洋之君 今、小松長官は物すごい答弁をなさいました。事によつては、小松長官の今の答弁によつて我が国の憲法解釈は変わってしまったかもしれない、そういう答弁をいたしました。整理させていただきます。小松長官は先ほどから日本国憲法においては条文の改正を行う以外

つまり憲法の解釈変更によつては集団的自衛権の行使は実現できない、そのことを認めました。従来の内閣の答弁のとおりと言っているわけですから、認めました。

条文を変えなければできない、解釈変更ではできないと言っているのに、今後の我が国の安全保障環境の変化によつて、つまりそれによつて憲法解釈の変更ができるとお考えなんですか。明確に答弁ください。憲法解釈の変更そのものですか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 従来の憲法解釈において、我が国が武力行使ができる場合は我が国に武力攻撃が行われた場合に限られるという解釈を従来の政府は取ってきたということを申し上げているわけでございます。それで、現時点で、現時点でその解釈は変わらないと申し上げているわけでございます。

「小西洋之君」今後変わるような余地があるんですか。今後変わる余地があると考えているんですか。と述べ「発言する者あり」

○委員長(金子原二郎君) 御静粛に。

○政府特別補佐人(小松一郎君) それは、その点につきましては、先ほどの八月の民主党の辻元清美議員から提出された質問主意書に對しまして……(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 質問者、手を挙げてからちゃんと質問してください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 御答弁を申し上げているところでございまして、これから内閣としまして対応を検討することが安倍内閣の立場であるということを申し上げているわけでございます。

○小西洋之君 小松長官は、先ほど申し上げましたように、日本の、これは憲政史上と言っていると思ひます、憲政史上、内閣法制局長官が憲法解釈の答弁をこれほど不誠実にずらずらと関係ないことを述べ立てる、そんなことは全くなかったと

いふように私は理解しております。これは、我が国の、法治国家の存立そのものにかかわるような状況だといふふうに理解します。

簡潔に伺います。小松長官は、今後、我が国の安全保障環境の変化によって集団的自衛権の行使の憲法解釈が、集団的自衛権の行使が憲法上可能かどうかについての憲法解釈が変わり得る余地があるとお考えなんですか。変わり得る余地があるかどうか、イエスカノーカでお答えください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 先ほど来お答えしているところですが、憲法の解釈に変わらざるを得ないというところについては、先ほど言いましたように、平成十六年の民主克島聡議員からの質問主意書にお答えしているところでございます。憲法を始めとする法令の解釈は、当政法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し……(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 答弁中です。静粛に。
○政府特別補佐人(小松一郎君) また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことに留意して論理的に確定されるべきものである。したがって、政府において憲法解釈を便宜的・意図的に変更するようなことがあるとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合に、これを変更することがおよそ許されないとはいうものではないと考えられます。このとおり答弁しているところでございます。

○小西洋之君 私が問うたのは、集団的自衛権の行使が憲法解釈によって可能とできる余地があるとお考えなのかどうか。憲法の条文を変えなければできないという内閣の歴代の答弁を先ほど引き継がれたんですから、それはできないんです。その憲法解釈によって変更はできないんです。そのことをなされた一言で答えられないんですか。

これは本当に看過できないことなので、私も、まだほかにも問わなきゃいけない憲法論点がありますので、ただ、日本が立憲主義の下の法治国家であることを守るために、私は、今、小松長官の答弁は歴代の答弁を引き継いだ、すなわち条文改正でなければできない、憲法の解釈変更によつては集団的自衛権の行使を合憲とできない、そのように一貫して答弁している、そのように理解させていただきます。そして、その理由はただ一点、我が国に対する武力攻撃の発生が集団的自衛権の行使においてはあり得ないから、そういうふうに理解をさせていただきます。

では、先ほど安倍総理退席されておりましたけれども、安倍総理が平成十九年に歴代の内閣と全く違う答弁をなさっています。そのことについて簡潔に問わせていただきます。本当は小松長官にその答弁をお読みいただく予定でございましたけれども、小松長官に伺います。

平成十六年の秋山政府特別補佐人の答弁でございます。一番最後の箇所でございます。従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件、このフリックの我が国に対する武力攻撃の発生でございます。この第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味、これは当時の安倍委員です、数量的な概念としてこの必要最小限度の範囲を超える、そういうことを申し上げているものではございません。いふように答弁しておりますけれども、この答弁を引き継ぐというところでよろしいですか。簡潔にお答えください。小松長官に伺います。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 既に答えておられるとおり、安倍内閣の立場は、第一に、現時点で集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである、第二に、安保法制における議論を踏まえて対応を改めて検討していくというものでございます。御指摘の秋山長官の答弁でございますが、憲法

第九条の下において許容される武力の行使は我が国を防衛するための必要最小限度にとどまるべきものであること、また、この必要最小限度の範囲とは我が国に対する武力攻撃が発生した場合であることを述べているものであり、これは従来から政府が述べてきている憲法解釈でございます。

○小西洋之君 では、重ねて伺います。
平成十九年の衆議院の国際テロリズムの防止等の特別委員会において、当時の安倍内閣総理大臣は、今、小松長官が答弁された必要最小限度の範囲、これを私は量的な概念だといふふうに答弁をされております。この安倍内閣総理大臣の答弁は憲法解釈として間違っているといふふうに理解してよろしいですか。
○政府特別補佐人(小松一郎君) 安倍内閣の立場はお答えしたとおりで、繰り返しません。そこで、御指摘の平成十九年五月の安倍総理、これは第一次安倍内閣でございますが、答弁について申し上げます。総理は、今までの政府の中の見解としては、集団的自衛権は権利としては有しているけれども、この集団的自衛権の行使については、言わば必要最小限度を超えるという認識を政府として示してきたと正確にお答えになつておられます。

○小西洋之君 ちょっと今よく分からなかったんですけど、必要最小限の限度、これは量的な概念だといふふうに総理として答弁しているんですけど、これが間違いだといふふうな認識でよろしいですか。
○政府特別補佐人(小松一郎君) ただいま申し上げましたことは、総理は、今までの政府の中の見解としては、集団的自衛権は権利としては有しているけれども、この集団的自衛権の行使については、言わば必要最小限度を超えるという認識を政府として示してきたと、こうお答えになつておられるわけでございます。その上で総理は、この必要最小限度といふところにつきまして、私は量的な概念だと、このように認識しておりますと付け加えておられます。

しかし、これは、我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増しているという状況の中で、いかにして国民の生命、財産を守るかとの問題意識を踏まえた御発言といふふうに理解しております。安倍内閣としては、まさにこのような問題意識に立脚して、安保法制における議論を踏まえて対応を改めて検討していくとしておられるわけでございます。この部分の総理の発言について私が誤りであるとか訂正するとかいふような立場にあるとは考えてございません。

○小西洋之君 総理の問題意識を答弁されたといふふうに、答弁いただきましたけれども、問題意識であつて憲法解釈を答弁したわけではないといふふうに理解してよろしいですか。簡潔にイエスカノーカでお願いいたします。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 繰り返しの答弁、この中で安倍総理は、集団的自衛権の行使について、政府としては、今までの政府の見解としては、言わば必要最小限度を超えるという認識を示してきたと正確にお答えになつておられるわけでございます。そこに、この必要最小限度といふことについて、私は量的な概念だと、このように認識しておりますと、こう言つておられるわけでございます。それは、その趣旨は、私は、今のような趣旨で、先ほども申し上げたような趣旨でお答えになつておられることと、この部分について私が誤りであるとかいふことを申し上げる立場にはないと考えております。

○小西洋之君 この委員会にいらつしやる同僚の皆様、またテレビを御覧の皆様、私が今確認しているのは、憲法の条文改正でなければできないはずの集団的自衛権の行使を解釈変更によつてやろうとしている人たちが、一番の理論でもないんですけれども、その論拠としておられる論点でございます。このフリックで、必要最小限度という言葉がございます。この必要最小限度がどういふ意味かといふことなんですけれども、これは、この要件一、

この要件一、

先ほど小松長官も答弁されました平成十六年を始
め様々なこれまでの政府の答弁で、この必要最小
限度という意味は、我が国に対する武力攻撃の発
生があるかないか、我が国に対する武力攻撃の発
生がなければ必要最小限度とはならないと、そう
いうふうな答弁をしているわけでございます。そ
して、小松長官も先ほど、安倍内閣においても歴
代の政府答弁を引き継ぐと、解釈を引き継ぐと言
いましたので、そこは変わらないはずございま
す。

しかし、安倍総理は平成十九年の答弁で何を
言っているかといいますと、この必要最小限度と
いう言葉は、我が国に対する武力攻撃があつたか
どうかではなくて、集団的自衛権の行使によると
個別的自衛権の発動よりも、多分、まあ私の考え
ですけれども、何かこう武力行使の量が大きい、
その量の、量的な概念のことを言っているので
あつて、恐らく、というふうな安倍総理は多分解
釈されているんだと思います。つまり、必要最小
限度の範囲内の集団的自衛権の行使であれば憲法
として可能であるというふうな考えをいらつしや
るんだと思います。

内閣総理大臣、安倍総理に伺います。そういう
理解でいらつしやるんですか、それとも歴代の内
閣の答弁を引き継ぐんですか。いかがですか。憲
法解釈を引き継ぐかどうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど来、小松長
官が答えているように、言わば法制局の憲法の解
釈についてであります、最終的な判断は、これ
は言わば最高裁が行うものでありまして、言わば
我が国の自衛権については砂川判決が最高裁の判
断として確定をしているわけでありまして。

一方、今まで累次の法制局の答弁で積み上げが
なされているわけでございますが、先ほどの法制
局長官の答弁は、もちろん法制局としてのこれは
答弁の積み上げは極めて重たいものであります
が、しかし、過去には法制局の解釈を変えたこと
もあるわけでございますし、そのことについては、
そういうことも絶対には変えることはあり得

ないということではないと、こういうことで御理
解をいただきたいと、このように思うわけでござ
います。

その中において、言わば砂川判決で示された、
つまり我が国がこれから生きていくことができな
いということについてまでの状況もこれは甘受し
なければならぬということではないという中に
おいて自衛権が存在するという事になったわけ
でございますから、その中で、しかし憲法九条の
二項によってこれは縛られているわけでありま
す。

その中において、言わばこれは、そもそも我々
は軍備を持つ上においても、軍備を持つ上におい
てもこれは言わば必要最小限という範囲が掛かっ
てくるわけでございます。そして、その中におい
て、それは自衛権発動の三要件の中においてその
三要件が書かれている。これは大体どの国におい
ても、この三要件というのは言わばグローバルス
タンドードに近い形でその三要件が基本的には掛
かっているわけでございます。

その中において、私が先般質問に対して答えた、
あるいは質問したことについては、大きく状況が
変化をしていく中において我が国が生存していく
上においてどういう解釈をすべきかと、こういう
ことについて私は私の問題意識を投げかけたわけ
でございます。私たちは、言わば政府の立場と
して国民の生命と財産に責任を負っているわけで
あります……

○委員長(金子原二郎君) 時間が来ております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それを果たして
しっかりと守っていくことができるかという観点
から、我々は解釈についてどういう解釈があるか
というのを安保法制案において……

○委員長(金子原二郎君) 時間が参っております

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御議論をいただ
いでいるところでございまして、最終的には安保法
制案においての御議論を待ちたいと思うわけでご
ざいます。

○委員長(金子原二郎君) 時間が参っております
す。時間が参っておりますからね。

○小西洋之君 じゃ、簡潔に。

安倍総理は、私の重ねての質問を逃げるために
全く関係のない憲法九条の個別自衛権の話などを
延々としました。しかし、今、安倍総理は憲法違
反の発言を二点なさいました。一つは、この要件
一、これ、グローバルスタンダードではないんで
すよ。日本国憲法が平和憲法である真髓がこれな
んですよ……

○委員長(金子原二郎君) 時間です。質問者、時
間です。

○小西洋之君 ただ、憲法の運用解釈、文民につ
いての当てはめの問題の変更はあつても、憲法の
解釈変更はまだ我が国の憲法にはございませ
ん。

最後に……(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 時間です。時間だか
ら。

○小西洋之君 では、一言だけ。

○委員長(金子原二郎君) じゃ、一言。

○小西洋之君 内閣法制局長官は、最高裁の長官
よりも法の支配においては大事な存在であるんで
す。今、最後は最高裁が判断すると言いました。
しかし、連うんです……

○委員長(金子原二郎君) 時間です。質問者、時
間が来ております。

○小西洋之君 憲法違反の戦争によって国民が傷
ついて、その事後救済をするのが最高裁なんです。
それを事前に止められるのが内閣法制局長官なん
です。そのことを国民の皆さんに……

○委員長(金子原二郎君) 時間が来ております。

○小西洋之君 申し上げて、私の質問を終わしま
す。ありがとうございます。失礼いたしました。